

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月27日
【四半期会計期間】	第42期第1四半期（自平成30年5月16日 至平成30年8月15日）
【会社名】	株式会社銚子丸
【英訳名】	Choushimaru Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 満
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第1四半期 累計期間	第42期 第1四半期 累計期間	第41期
会計期間	自平成29年 5月16日 至平成29年 8月15日	自平成30年 5月16日 至平成30年 8月15日	自平成29年 5月16日 至平成30年 5月15日
売上高 (百万円)	4,615	4,732	18,789
経常利益 (百万円)	223	220	615
四半期(当期)純利益 (百万円)	146	128	305
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	315	315	315
発行済株式総数 (千株)	2,903	2,903	2,903
純資産額 (百万円)	6,043	6,250	6,202
総資産額 (百万円)	9,103	9,366	9,040
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	53.53	47.28	112.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	30.00
自己資本比率 (%)	66.4	66.7	68.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生したリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として緩やかな回復基調で推移したものの、米国の保護主義的な通商政策による世界的な貿易摩擦が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、消費者の節約志向に加え食材価格の高騰傾向、人手不足の深刻化と人材の確保を目的とした人件費の上昇など、経営環境は厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社は、「アイルランド産天然本まぐろ」や「南まぐろ」など、当社の主力食材である「まぐろ」にこだわったイベントメニューの充実に加え、「銚子まるかじり！」など産地とのタイアップ企画に取り組み、既存顧客の来店動機高揚と新規顧客の獲得に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は47億32百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益は2億5百万円（同1.3%減）、経常利益2億20百万円（同1.5%減）、四半期純利益は1億28百万円（同11.7%減）となりました。

（注）金額に消費税等は含まれておりません。

(2)財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ3億26百万円増加し、93億66百万円（前事業年度末比3.6%増）となりました。主な要因は、次のとおりであります。

流動資産は、前事業年度末に比べ3億13百万円増加し、66億55百万円（同4.9%増）となりました。主な内訳は、現金及び預金の増加1億83百万円、原材料及び貯蔵品の増加58百万円及び預け金の増加68百万円であります。

固定資産は、前事業年度末に比べ12百万円増加し、27億10百万円（同0.5%増）となりました。これは、主に店舗設備の増強によるものです。

（負債・純資産）

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ2億79百万円増加し、31億16百万円（前事業年度末比9.8%増）となりました。主な要因は次のとおりであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ2億84百万円増加し、27億11百万円（同11.7%増）となりました。主な内訳は、買掛金の増加57百万円、短期借入金の増加21百万円及び未払金の増加1億43百万円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ5百万円減少し、4億5百万円（同1.4%減）となりました。主な内訳はリース債務の減少3百万円であります。

純資産は、前事業年度末に比べ47百万円増加し、62億50百万円（同0.8%増）となりました。主な内訳は、当第1四半期累計期間の四半期純利益であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,800,000
計	10,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年8月15日)	提出日現在発行数(株) (平成30年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,903,600	2,903,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	2,903,600	2,903,600	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年5月16日～ 平成30年8月15日	-	2,903,600	-	315,950	-	236,829

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年5月15日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年8月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 175,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,727,600	27,276	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	2,903,600	-	-
総株主の議決権	-	27,276	-

【自己株式等】

平成30年8月15日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社銚子丸	千葉県美浜区浜田二丁目39番地	175,400	-	175,400	6.04
計	-	175,400	-	175,400	6.04

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年5月16日から平成30年8月15日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年5月16日から平成30年8月15日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年5月15日)	当第1四半期会計期間 (平成30年8月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,810,031	5,993,396
売掛金	207,874	216,844
原材料及び貯蔵品	117,253	175,350
その他	206,745	270,188
流動資産合計	6,341,904	6,655,779
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	798,666	763,140
その他(純額)	443,009	490,825
有形固定資産合計	1,241,676	1,253,965
無形固定資産		
投資その他の資産	14,389	13,862
敷金及び保証金		
敷金及び保証金	849,351	839,073
貸倒引当金	1,078	1,078
その他	594,147	604,961
投資その他の資産合計	1,442,420	1,442,956
固定資産合計	2,698,486	2,710,784
資産合計	9,040,391	9,366,564
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,004,326	1,062,174
短期借入金	138,000	159,000
資産除去債務	-	2,382
未払金	952,114	1,095,142
未払法人税等	81,015	91,490
賞与引当金	110,700	82,200
株主優待引当金	32,212	25,749
店舗閉鎖損失引当金	2,000	2,000
その他	105,768	190,952
流動負債合計	2,426,136	2,711,093
固定負債		
資産除去債務	201,500	199,512
その他	209,790	205,847
固定負債合計	411,290	405,360
負債合計	2,837,427	3,116,453

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年5月15日)	当第1四半期会計期間 (平成30年8月15日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	315,950	315,950
資本剰余金	236,829	236,829
利益剰余金	6,397,140	6,444,286
自己株式	746,956	746,956
株主資本合計	6,202,964	6,250,110
純資産合計	6,202,964	6,250,110
負債純資産合計	9,040,391	9,366,564

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成29年5月16日 至平成29年8月15日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年5月16日 至平成30年8月15日)
売上高	4,615,459	4,732,189
売上原価	1,904,555	1,956,844
売上総利益	2,710,903	2,775,345
販売費及び一般管理費	2,503,091	2,570,286
営業利益	207,812	205,058
営業外収益		
受取利息	566	532
協賛金収入	12,828	12,648
その他	2,580	3,553
営業外収益合計	15,974	16,735
営業外費用		
支払利息	160	347
現金過不足	232	808
その他	2	625
営業外費用合計	395	1,782
経常利益	223,392	220,011
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	6,000	-
固定資産売却益	-	1,407
特別利益合計	6,000	1,407
特別損失		
減損損失	-	24,496
特別損失合計	-	24,496
税引前四半期純利益	229,392	196,922
法人税等	83,339	67,932
四半期純利益	146,052	128,989

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成29年5月16日 至 平成29年8月15日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年5月16日 至 平成30年8月15日)
減価償却費	57,850千円	55,932千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成29年5月16日 至 平成29年8月15日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年8月3日 定時株主総会	普通株式	81,845	30.00	平成29年5月15日	平成29年8月4日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 平成30年5月16日 至 平成30年8月15日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年8月2日 定時株主総会	普通株式	81,843	30.00	平成30年5月15日	平成30年8月3日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、寿司事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成29年 5月16日 至 平成29年 8月15日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成30年 5月16日 至 平成30年 8月15日)
1株当たり四半期純利益金額	53円53銭	47円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	146,052	128,989
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	146,052	128,989
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,728	2,728

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、平成30年8月31日付けの取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,750株
処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
処分価額	処分株式1株につき 金5,330円
処分価額の総額	金30,647,500円
現物出資財産の内容及び価額	平成30年8月31日付けの当社取締役会決議に基づき、下記記載の当社の取締役3名、当社の執行役員3名及び当社の使用人5名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金30,647,500円(処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金5,330円)を出資の目的とする。
処分先	当社の取締役() 3名 4,600株 監査等委員である取締役、社外取締役及び取締役会長を除く。 当社の執行役員 3名 600株 当社の使用人 5名 550株
処分株式と引換えにする財産の給付期日	平成30年9月19日

(2) 処分の目的及び理由

当社は、平成30年6月28日開催の当社取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、平成30年8月2日開催の当社第41回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定すること、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は25,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

平成30年8月31日付けの当社取締役会決議により、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び取締役会長を除く。)、執行役員及び使用人に対する当社第41回定時株主総会から平成31年8月開催予定の当社第42回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び取締役会長を除く。)3名、当社の執行役員3名及び

当社の使用人5名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計30,647,500円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式5,750株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度の導入目的である、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを中長期的に実現するため、譲渡制限期間を3年間としております。

（3）割当契約の概要

譲渡制限期間

平成30年9月19日～平成33年9月18日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、平成30年9月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、平成30年9月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

(4) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(平成30年8月30日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,330円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年9月27日

株式会社銚子丸

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社銚子丸の平成30年5月16日から平成31年5月15日までの第42期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年5月16日から平成30年8月15日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年5月16日から平成30年8月15日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社銚子丸の平成30年8月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。